

令和5年11月29日

保護者のみなさま

神山中学校長

冬季の積雪や道路凍結時の登下校について

冬季において、通学路の積雪や道路の凍結により、通学が困難になる場合が考えられます。そこで次のように対応したいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

I 「暴風雪警報」や「大雪警報」が発表されているときには、以前にお知らせしたとおり次のように対応します。

(1)学校が臨時休業となる警報は次の通りです。

①特別警報 ②暴風警報 ③暴風雪警報 ④大雪警報

(2)登校前に上記の警報のうち、1つでも神山町に発表されている場合

①原則として、午前7時までに警報が解除されない場合は1日臨時休業とします。

※ただし、早い時刻の段階で解除された場合は、登校の可能性ががあります。

②原則として、学校から臨時休業の連絡はしません。

(3)登校後に警報が発表された場合

①学校長の判断により授業を打ち切り、下校路の安全を確認後に下校させます。

ただし、スクールバスの運休や停留所から自宅までの間に危険性がある場合は、学校で待機させます。

(4)警報発表の有無や解除にかかわらず学校から「登校を見合わせる」指示があった場合は、自宅待機させてください。

II 警報は発表されていないが、積雪や道路の凍結によりスクールバスが運休し、通学が困難になる場合

(1)校区の小学校との相談により、学校長の判断で臨時休業又は始業を遅らせる場合があります。その際、メール連絡網により連絡します。

(2)学校からの指示にかかわらず、積雪や道路の凍結により通学することが困難だと保護者の方が判断される場合には、登校は見合わせて自宅待機させてください。また、その旨を学校へ連絡してください。

III その他

(1)休日(土日祝)や冬休み中は、警報が発表されている時や積雪及び道路の凍結でスクールバスの運行ができないときには、部活動等は中止とします。

(2)通学が可能な場合にも、道路面の状況や自動車の通行などに十分注意して安全に登校できるようご配慮ください。